

「岡山市協働のまちづくり条例」改正にむけた市の基本的な考え方に関するパブリックコメントへの回答

	項目	意見	回答
1	(2) 定義	NPOの定義が曖昧 広義では住民組織も含まれる、狭義ではNPO法人。住民組織とNPOが併記されている。	NPOとは一般的には非営利公益活動団体という意味で、広義では住民組織も含まれます。市民案では住民組織を除き、その他のボランティア団体やNPO法人、社団法人、財団法人、協同組合等をNPOと整理しています。言葉の定義については、条例もしくは「条例解説」(手引き)に文言を精査し記載することを検討します。
	(4) 役割	5条 いきなり市民の役割となっている、多様な主体の役割は、考え方の中には表記してある。ならば、条例に記述するべきでは。	多様な主体の定義とともに役割を、条例もしくは「条例解説」(手引き)に記載します。
	(6) コーディネート	7条 コーディネート 資源やリスクまで管理するマネジメントはしなくて良いのか	現行施策の「ESD・市民協働推進センター」を想定していますが、コーディネート機能が果たすべき役割については今後検討してまいりたいと考えます。
	(7) 施策の見直し	8条 評価はしなくて良いのか	協働の視点での見直し、立案とともに、評価が必要であると考えます。
2	(2) 定義	「定義」の項に社会課題とするものは何かを読み取れる社会課題を提案することはできないか。	本条例で謳う「社会課題」とは、持続可能な地域社会実現のための課題であると考えていますが、条文または「条例解説」(手引き)において定義することを検討します。
	(4) 役割	「市の役割」では、協働の主体は市としている。と言うことは社会課題の提起はどこから出てくるのか。手順的に地域で話し合われる課題起しの主体(旗振り)がどのような形で始まるのか。これも市がやってくれると読めるが。地域が市に持ち込んで、市が手順を示すのかな。	協働の主体は市も含む「多様な主体」です。解決を図りたい社会課題については、多様な主体のどなたからでも提起することができ、一緒に考えることが大切です。地域のことを地域で考えるのが基本ですが、多様な主体が、その話し合いの場に地域の一員として参加し、それぞれが果たせる役割を考え、協働してできることを考えることを想定しています。解決のための手順もみんなで考えるということです。
3	(2) 定義 (3) 原則	市民案の中に「協働」の定義が記されています 対等の立場で協力して共に働く 現行案に定義が無い事は問題であったと思いますのでこれには賛成ですが解決すべき事案に対し行政と一般市民ではその労力を提供する時間帯が異なる事が協働を難しくしていると思います。 当然ですが行政は就労時間内、市民は仕事以外の時間 そこで一案 :行政側が市民に向けた協働の提案の場合には市民側に時間を合わせる :市民が行政に協働を提案した場合には行政に時間を合わせる 如何でしょうか 行政側からの協働提案の場合、労働に対する対価が対等でない事は不満も有りますが自分の住環境が良くなるのであれば将来の為に協働も出来るかと思えます。下らない提案で有れば当然ですが協働致しません。	協働の具体的なあり方、ルールに関わる貴重なご意見と受け止めます。条例制定後、具体的な協働をすすめるためのルールづくりの中で検討させていただきます。
4	その他	市民協働局の独自事業が無い為、補助金が出ない可能性大。 その為、環境局(県民局のアダプト事業)を(環境局、区・維持管理課、都市整備局、下水河川局)の所管の助成金、ボランティア保険の窓口を協働局???にコーディネーターを兼ねて、担当者を置く、条例の教育、普及として、とりあえずゴミ拾いをして市民協働局内のマトリックス的行事に応援に行く。	協働がスムーズに進むよう、庁内の推進体制の検討を行います。

5	その他	住民組織(連合町内会)アダプト事業等多様な主体の委員の中に、団かい世代の要求のみで、活動をしない。委員を入れない様にしてほしい。さらに、議会まで監査を行わないと、予算措置が分散している為、協働局の独自予算を確立しないと、責任所在が、あいまいになる。平等な補助金の交付。	住民組織は、地域課題解決のための重要な主体であると考えます。
6	(1)目的	(1)については「多様な主体の協働」はあまりにも抽象的である。例えば「協働の主体者」又条例の目的は市民福祉の向上が必要。何のために多様な市民協働が必要になるのか明記。	何のために多様な主体で協働することが必要なのかを条例又は「条例解説」(手引き)に明記していきたいと考えます。
	(2)定義	(2)2.住民自治組織、安全・安心ネットワーク、NPO～…、と安全安心ネットワークを明確にすること。	安全・安心ネットワークは地域の幅広い協働組織であります。地域にある様々な住民組織や協働ネットワークについては、「条例解説」(手引書)に記載することを検討します。
7	(4)役割	(1)企業その他の法人の役割として、「協働しようとする市民を支援する」旨を規定することを提案します。 (4)関連 【理由】 事前に実施したアンケートの結果によれば、住民組織は「若い世代の参加が少ない」、大学・企業・NPOは「業務が手一杯で余裕がない」という課題が上位にあります。この条例案では、この課題にどう取り組もうとしているのかがわかりません。 条例案第4条、第5条には市と市民の役割が規定されていますが、いくら市民が協働の活動をしたいと思っても、大学・企業・NPO側の事情がそれを許さなければ活動はできません。 そこで、企業その他の法人の役割として、協働しようとする市民を支援することを盛り込む必要があると考えます。	企業・法人等で働く社員への支援については、今後、企業等との協議の中でご意見を伺っていきたいと考えます。
	(5)市の施策	(2)市の施策に、「職員が協働の主体の一員として活動することを促進する」旨を規定することを提案します。 (5)関連 【理由】 職員も住民の一員であり、市が協働を推進しようとするなら、職員が率先して1人の住民として協働事業に参加するべきです。このことは、若い世代の参加を増やすことに繋がるとともに、「業務が手一杯で余裕がない」ことを組織としてどう解決し、そういう市民をどう支援するのかのモデルにもなります。 職員が業務から離れて地域の一員になることは、職員が地域の財産になることでもあり、地域がその職員の財産になることでもあります。そのような職員が増えることは、市役所という組織にとっても大きな財産になると考えます。	本条例に記載はいたしません、今後検討してまいります。
8	(5)市の施策	岡山市に居住して6年目を迎えました。この間に感じたことを述べさせていただきます。 「岡山市は、災害が少なく住みやすい所だ。」と、よく言われていますが、本当にそうでしょうか。実は、そのことが岡山市民に社会的弱者に対する「助け合い」とか「思いやり」といった感情が、形成されにくい理由だとも思います。このことは、車を運転していて痛切に実感します。老若男女を問わず、少しでも先に行こうとしか思っていないようで、他の地域では経験しないような、横暴な運転に冷や冷やすることがしょっちゅうです。 ところで、住みよい街づくりを志向する上で、行政が担う役割には大きなものがあります。 その意味では、従前の条例が、実際の活動をNPO法人等に丸投げしていたことに比べると、大きな進歩だと思います。 でも、市民の善意に甘えているだけでは、本当に住みよい街づくりは不可能だと思います。 先日行われたフォーラムに参加させていただきましたが、同席したNPO法人の方は、他府県で活動していくらかの収益を得、それを岡山での活動資金にしているのが実情だとお話をされていました。 今回 市側も担当者を指名し、委員会を立ち上げる等、過去の反省が生かされた形にはなっていますが、ボランティアをやって良かったと実感できるような制度(顕彰等)の導入が欠かせないのではないのでしょうか。 善意の市民におんぶにだっこではなく、NPO法人等との情報交換を密にして、市民と協働とはいっても、あくまで行政が主体性をもって活動を主導していくことが望まれます。	「ボランティアをやってよかったと実感できる制度を」とのご提案ですが、現在市の「くらしやすい福祉のまちづくり条例」や「愛の泉賞」など表彰制度があります。本条例におきましても、優れた協働について表彰できる制度を検討してまいりたいと考えています。 「NPO法人等との情報交換を密にし、行政が主体性を持って活動を主導していくこと」とのご提案ですが、多様な主体で情報交換ができる機会をつくり、行政も協働の主体として、市民の皆様とともに課題解決を考えていけるよう、本条例の改正をすすめてまいります。

9	(5)市の施策	<p>(5)ESDの推進について、都市部・地方、地域の歴史・伝統、年齢構成等それぞれの地域の状況により取組状況に差がある。協働の主体となる団体の育成、バックアップを願う。またNPO法人の活動範囲によっても地域によって差ができることから平等なサービスが受けられるようにしていただきたい。</p> <p>多様な主体の取組、活動につて、成果を適正に評価できる人材育成が必要です。～監査の導入等</p>	<p>団体の自主性・自立性を尊重しながら、協働の主体となる団体育成、人材育成の施策について規定します。</p>
10	<p>その他</p> <p>(1)目的 (2)定義</p> <p>(2)～(3)</p> <p>(5)～(8)</p>	<p>・協働のまちづくりにNPO(非営利公益団体)が多数参加されているが、各NPOの決算(一般市民に分かる範囲で)報告・活動内容の把握等の課題が多すぎる。</p> <p>・一般市民にとってNPO(非営利公益団体)の中身を知らず、良い事をしているという事で誤解をしている人が多数居ると思われる。</p> <p>・地域においては、NPO(非営利公益団体)の活動によって迷惑、又各種団体活動圧迫等… … …</p> <p>・NPO(非営利公益団体)が立ち上げれば、助成金・補助金を付けているように、思われているが、いかがです？市民の血税です、そう云う意見があることを市当局はもっと耳を傾ける必要があると思いがいががでしょうか。</p> <p>・(1)条例の主体 *「多様な主体住民組織(代表である連合町内会・安全・安心ネットワーク)、NPO、事業者(企業、商店等)、学校等の地域の社会課題に取り組む個人及び団体等のすべての市民および行政」 上記下線の部分を強調するように、何分地域全体をよく把握している。</p> <p>・(2)～(3) 協働の定義 ここは見直し案のとおり。</p> <p>・(5)～(8) 改正方向で取り組んでください。</p>	<p>健全なNPO法人の事業や活動が展開されるよう所轄庁としての指導を行ってまいりたいと考えます。NPO法人を立ち上げることで助成金・補助金が受けられる制度は岡山市にはございません。なお、NPO法人の活動報告・決算書等はインターネットで公開をされていますが、今後も情報公開に努めたいと考えます。</p> <p>住民組織、事業者等について説明をつけたほうが良いとのご意見ですが、「条例解説」(手引き)への記載を検討いたします。</p>
11	その他	<p>雲南市の地域自主組織、豊中市の地域自治組織、福山市のまちづくり推進委員会、県内でも笠岡市のまちづくり協議会、津山市の自治協議会などなど、「自分たちの地域は自分たちでつくる」という住民自治の理念に基づいて小学校区単位に新しい住民自治組織をつくる試みが全国で行われています。岡山市でも平成18年から全96小学校区に安全・安心ネットワークがつくられ防犯、防災を中心に活動しています。しかし岡山市の安全・安心ネットワークは、岡山市の呼びかけでつくられたにもかかわらず条例などの裏付けがなく、この4月に何の議論もないまま安全・安心ネットワーク推進室がなくなったことに象徴されるように、岡山市として安全・安心ネットワークを含めた地域の自治組織を今後どのように発展させていこうとしているのか不明です。本来協働のまちづくり条例の中に住民自治の基本理念を示し、安全・安心ネットワークについてもきちんと位置付けるべきだと思いますが、残念ながら「岡山市協働のまちづくり条例 見直し市民案」の中で、「…地縁組織の再編やそれに伴う地域自治の仕組みや理念、いわゆる自治条例として制定されるもの等」については十分な議論がなされていないことから、あらためて継続的な議論の場をもつことを提案し、本案には含めないとされました。</p> <p>そこでこの市民案の「…地縁組織の再編やそれに伴う地域自治の仕組みや理念…については、…あらためて継続的な議論の場をもつ」という提案について、市の「基本的な考え方」では触れられていないようですが、どのように考えられているのか、今後の見通しとスケジュールについても教えてください。</p>	<p>「地域の課題は地域で解決する」という理念のもと、地域での多様な主体の協働が重要であると考え、本条例の見直しを進めたところでは、安全・安心ネットワークにつきましては、岡山市が推進した施策であります。地域の主体的な取組により全市に広がり、地域の協働組織の主要な存在となつていきます。</p> <p>しかし、今回の条例改正は「協働を推進するため」のものであり、地域組織の位置づけは規定いたしません。本条例とは別に、関係団体の皆様と協議の上、検討を進めてまいりたいと考えます。</p>

12	(1) 目的	「協働」の担い手が、行政＝市とNPOだったのが、行政と市民(多様な主体)に改める狙いは、「協働」の推進にとっては歓迎すべきだが、一方で、NPOの活動内容や評価への理解が希薄になってしまわないか。これを担保できるよう、これらの説明を加えては如何か。	NPOについての説明等は、「条例解説」(手引き)への掲載を検討します。
	(2) 定義	(2)第2条—2には、「すべての市民と行政」と表記しているが、他では「市の役割」などと表記している。どちらかに統一すべき。むしろ、「行政(市)」としたほうが分かり易いのでは。	文言のぶれについては条例全体の整合性をとり、確定いたします。
	(4) 役割	(2)「多様な主体」の中に、当然議員も入ってくるが、彼等は議会を通じて行政を監視し、法案審議を通じて施策の適正・妥当な執行を促す立場。また、住民(支持者)の意見を行政に反映させる役割も担う。この役割分担を上手に表現し、盛り込むことはできないだろうか。	本条例では個別の主体の役割の規程は行いません。
	(9) 市内の推進体制	(9)(市)市内各課に(協働)推進員を配置するのは、市職員が「協働」の意義について理解を深めるうえで、大きな前進だと評価する。ただし、NPOの活動などを煙たがったり、場合によっては敵視する傾向も散見。もう一步踏み込んで、担当業務について「協働」事業として取り上げることが、課題解決にむしろ役立つという観点をもたせたい。そのために、課ごとに「協働」事業の洗い出しを義務付けてはどうか。	相互の主体の理解をはかることが大切であり、そのために(10)多様な主体の協議の場をつくることを規定したいと考えています。また、(7)市の施策について協働の視点での見直しを行うことを盛り込む予定です。
13	その他	委員会(原則公開)に関して詳細は、市民文教委員会だけでなく、本会議で議論する。現状の連合町内会長、連合婦人会の有志も委員会に参加してもらおう。大学生、高校生もスカラシップとして、見学させる。仏、つくって、魂をいれずになりそうです。	(12)の協働推進のための審議会の設置については、多様な主体の参加した委員会にしていきたいと考えています。
14	(2) 定義	「多様な主体」という国の地方創生戦略の中で使われている「造語」がでてきているため「市民案」とは思えない異質な感じがする。もっと、市民感覚で議論してきた内容で記載すべきではないか。	多様な主体とは何かが市民感覚で伝わるよう、「条例解説」(手引き)への記載を検討いたします。
	(2) 定義	「協働」の定義に関して＝ここでの定義は、国語辞典の意味と大差ない「定義」であり、ことさら「定義」することの意味があるのか疑問。それより、前文含めて「協働」だらけで気持ち悪い。(例)「3.条例改正…経過」の8月・2月の…研修会を協議会と協働で実施の「協働」と「4.岡山市協働のまちづくり…」の1行目の「協働を推進するためには…検討作業自体も市民との「協働」は、むしろ「共同」の方が使い方としては良いのではないか。	協働の定義に関しましては、条例並びに「条例解説」(手引き)への掲載も検討いたします。皆様と共有できる定義としてまいりたいと考えています。
	(4) 役割	「市の責務」が「多様な主体」に「市」も含めるとい論理なのか「市の役割」に後退している点は理解できない。同時に「市民の役割」も賛同できない。市民は、市政運営の「主役」になり得ても「役割」を課せられる存在ではないと思う。	文言については再度精査し、具体的な説明を「条例解説」(手引き)にも掲載することを検討いたします。
	(5) 市の施策	岡山市の地域づくりの問題として、町内会役員などの担い手不足、高齢化など岡山市が抱える現実の課題もリアルに伝えることが必要ではないか。また、他市での先進事例も紹介し、新しい「地域協働」のあり方が全国模索されていることを伝えることも必要ではないか。	地域づくりの課題や全国の先進事例に学ぶ機会を作りたいと考えています。

※項目・回答欄の番号は、「5.『現行条例』『見直し市民案』『条例改正にむけた市の基本的な考え方』対照表」の「条例改正にむけた市の基本的な考え方」の番号です。